

会津医療生活協同組合

就職活動等におけるハラスメント防止に対する行動指針

【基本方針】

会津医療生活協同組合（以下、「当法人」という）は、採用活動を、当法人と求職者等の皆さまが相互理解を深めるための対等な対話の場であると考えています。

当法人は、いかなる形態のハラスメントや差別も許容せず、当法人の採用活動、インターンシップ、企業説明会・実習・ボランティア活動、その他の就職活動等に参加する方の人権と尊厳を尊重します。

求職者等の皆さまが安心して就職活動等を行える環境を整備するとともに、本人の適性、能力、経験等に基づく公正な採用選考を行います。

当法人の採用活動において、当法人職員等から不適切な行為や発言を受けた場合は、当法人相談窓口へご相談ください。相談をしたことや事実関係の確認に協力したことを理由として、選考、可否その他の取り扱いにおいて不利益を受けることはありません。

【本方針の対象】

本方針における「求職者等」には、次の方を含みます。

- ① 当法人の求人に応募する方
- ② 新卒採用、中途採用、アルバイト採用等の選考に参加する方
- ③ 企業説明会、採用イベント、施設訪問等に参加する方
- ④ インターンシップ、就業体験その他の採用に関係する活動に参加する方
- ⑤ 現場実習生
- ⑥ 対面で行われる活動に限らず、電話、メール、チャット、SNS、オンライン面談等を通じて行われる活動も対象とします。

【就活ハラスメントの定義】

当法人における就活ハラスメントとは、当法人の役員、職員その他当法人の採用活動に関与する者による言動のうち、求職者等の人格や尊厳を不当に傷つけ、就職活動や職業選択を妨げ、または不安や苦痛を与える行為をいいます。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに類する行為、差別的な言動その他、採用上の立場を利用した不適切な行為を含みます。

【対象となる行為の例】

以下は就活ハラスメントに該当し得る行為の例であり、これらに限られるものではありません。

<性的な言動や要求>

- 性的な経験、交際状況、容姿等に関する質問や発言
- 性的な冗談、からかい、不適切な画像等の提示
- 性的な関係や身体的接触を求める行為
- 必要なく身体に触れる行為

<選考と関係のない私生活への過度な介入>

- 業務上の適性や選考に合理的な関係のない、私生活に関する過度な質問
- 個人的な連絡先、SNS アカウント、写真等の提供を求める行為
- 私的な交際や面会を求める行為

<不適切な場所や機会への誘い>

- 会社が把握または承認していない場所での面会を求める行為
- 1対1での私的な食事や飲酒に誘う行為
- 深夜や早朝など、採用活動として合理的でない時間帯に連絡または面会を求める行為

<採用上の立場を利用した圧力>

- 他社の選考や内定を辞退するよう強要する行為
- 内定承諾や意思決定を不当に急がせる行為
- 選考や可否への影響を示唆して、要求に応じるよう迫る行為
- 長時間の拘束、不当な課題や要求、威圧的または侮辱的な言動

<差別的または不公正な言動>

- 本人の適性や能力と関係のない属性を理由とする差別的な発言

- 求職者等の人格を否定し、萎縮させるような発言
- 妊娠、出産、育児、介護等に関する不適切な発言や取り扱い
- 当役職員等との面談・連絡に関するルール

【当法人は、求職者等との面談や連絡について、次のルールを定めます】

1、面談場所

面接、面談、職場訪問等は、原則として当法人事業所内の会議室、当法人が指定または承認した会場、もしくは当法人が指定するオンラインツールを使用して実施します。

会社が把握または承認していない場所での私的な面会はいきません。

2、飲食を伴う面会

当法人役職員と求職者等が「対」で行う、飲食や飲酒を伴う会食は原則として禁止します。ただし、当法人が事前に承認した採用活動や、内定後に複数名で実施する法人内懇親会等については、この限りではありません。

3、連絡手段

求職者等との連絡には、当法人が指定する採用管理システム、法人のメールアドレス、法人所定の電話その他法人が承認した手段を使用します。

役職員個人の SNS アカウント、個人のメールアドレス、法人が把握していない連絡手段を使用して、求職者等と私的に連絡を取ることは禁止します。

【相談への対応】

- 1、相談を受け付けた場合、当法人は相談者のプライバシーと意向に配慮し、必要な範囲で関係者への聞き取りを行うなど、事実関係を迅速かつ正確に確認します。
- 2、事実関係が確認された場合は、社内規程に基づく行為者への指導または処分、相談者への配慮、採用活動の改善その他の必要な対応を行います。
- 3、また、事実の有無にかかわらず、必要に応じて採用活動上のルールや体制を見直し、再発防止に取り組めます。
- 4、相談内容や相談者の個人情報、調査および対応に必要な範囲を超えて共有することはありません。相談をしたことを理由に、相談者を不利益に取り扱うことはありません。

【就活ハラスメント相談窓口】

当法人の採用活動、インターンシップ、企業説明会、施設訪問・実習・ボランティア活動等において、当役職員等から不適切な行為や発言を受けた場合は、以下の窓口へご相談ください。

会津医療生活協同組合

担当部署：本部・総務

電話番号：0242-28-1272

Mail : aizu.h-coop@ace.ocn.ne.jp

電話受付時間：平日 9 時から 17 時まで

※土曜日、日曜日、祝日および当法人休業日を除きます。

※お電話の際は「採用担当宛」とお申し付けください。

2026 年 9 月 1 日制定・施行